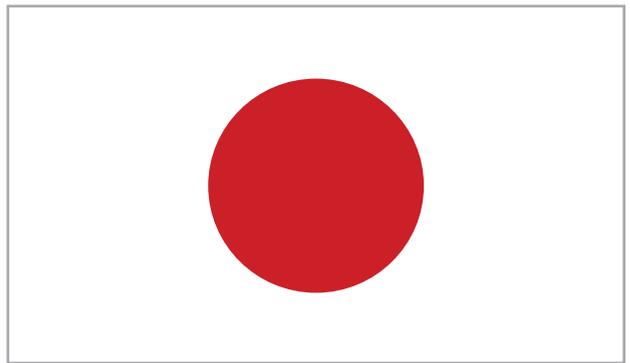




GOLDEN LIGHT

KIM MINH 国際株式会社 (GOLDEN LIGHT)





ご挨拶及び会社概要



キムミン国際株式会社は51%国営企業です。私たちの使命は企業貢献です。

日越は経済だけでなく、人的交流も非常に密度の濃いものとなってきました。

弊社では、御社の現場に足りない人材、どのようなスキル、どのような知識や経歴の持ち主を必要とされているか。そのためにどのようなvisaや制度をご紹介して仕組みを構築していくべきか。

日夜献身的に考え尽くし、御社の発展に寄与することが弊社の発展にもつながり、紹介させていただいた人材の、人材力の造成発展を促し、ひいては国際貢献につながるものと信じております。

実習生の主な職種は、農業・漁業・建設・食品・繊維・機械・金属・塗装・溶接などで御座います。弊社が送り出す技能実習生は厳正な実技試験により選抜されておりますので、日本でのコミュニケーション能力になんら不安はございません。

会社概要 - COMPANY PROFILE	
社名	キムミン国際株式会社 (GOLDEN LIGHT) 英文：GOLDEN LIGHT INTERNATIONAL JOINT STOCK COMPANY
住所	本社：Hoa Binh 省, Hoa Binh 市, Thinh Lang 町, Truong Han Sieu 通り, Cang Chan De 部市地区, 8号棟
代表取締役社長	NGUYEN THI NGOC KIM (グエン。ティ。ゴック。キム)
設立年	2019年3月18日
事業内容	(1)技能実習生の送り出し (2) 特定技能・エンジニア・留学 (3)繊維・衣服製造販売
管理機関 許可機関	駐日ベトナム社会主義共和国大使館 ベトナム労働傷病兵社会省(MOLISA) ハノイ市人民委員会(HPC) ベトナム海外人材派遣協会(VAMAS)

BỘ LAO ĐỘNG - THƯƠNG BINH VÀ XÃ HỘI **CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM**
Độc lập - Tự do - Hạnh phúc
 Số: **1191/LĐTBXH-GP** Hà Nội, ngày **23** tháng **4** năm **2020**

GIẤY PHÉP

HOẠT ĐỘNG DỊCH VỤ ĐƯA NGƯỜI LAO ĐỘNG ĐI LÀM VIỆC Ở NƯỚC NGOÀI

BỘ TRƯỞNG BỘ LAO ĐỘNG - THƯƠNG BINH VÀ XÃ HỘI

- Căn cứ Luật Người lao động Việt Nam đi làm việc ở nước ngoài theo hợp đồng ngày 29 tháng 11 năm 2006;
 - Căn cứ Nghị định số 126/2007/NĐ-CP ngày 01 tháng 8 năm 2007 của Chính phủ quy định chi tiết và hướng dẫn một số điều của Luật Người lao động Việt Nam đi làm việc ở nước ngoài theo hợp đồng;
 - Căn cứ Thông tư số 21/2007/TT-BLĐTBXH ngày 08 tháng 10 năm 2007 của Bộ Lao động - Thương binh và Xã hội hướng dẫn chi tiết một số điều của Luật Người lao động Việt Nam đi làm việc ở nước ngoài theo hợp đồng và Nghị định số 126/2007/NĐ-CP ngày 01 tháng 8 năm 2007 của Chính phủ quy định chi tiết và hướng dẫn một số điều của Luật Người lao động Việt Nam đi làm việc ở nước ngoài theo hợp đồng;
 - Xét đề nghị của Tổng Giám đốc Công ty có phân quốc tế Kim Minh và Cục trưởng Cục Quản lý lao động ngoài nước,

QUYẾT ĐỊNH:

Điều 1. Cho phép Công ty cổ phần quốc tế Kim Minh
 Tên giao dịch: GOLDEN LIGHT INTERNATIONAL JOINT STOCK COMPANY
 (GOLDEN LIGHT, JSC)
 Số Giấy chứng nhận đăng ký kinh doanh: 5400505519
 Ngày cấp: 18/3/2019 Nơi cấp: Sở Kế hoạch và Đầu tư tỉnh Hòa Bình
 Địa chỉ trụ sở chính của doanh nghiệp: Tòa nhà số 8, khu đô thị Cảng Chân Dè, đường Trương Hán Siêu, phường Thịnh Lang, thành phố Hòa Bình, tỉnh Hòa Bình, Việt Nam
 Điện thoại: 0983331277 Email: goldenlight@gmail.com
 Website: goldenlight.com.vn
 được hoạt động dịch vụ đưa người lao động đi làm việc ở nước ngoài.

Điều 2. Công ty cổ phần quốc tế Kim Minh có trách nhiệm thực hiện đầy đủ các quy định hiện hành của pháp luật về việc đưa người lao động đi làm việc ở nước ngoài.

Điều 3. Giấy phép này có hiệu lực kể từ ngày ký.


LE TAN DUNG

BẢN DỊCH TRANSLATION

労働傷病社会福祉省 ベトナム社会主義共和
 号: 1191/LĐTBXH-GP 独立-自由-幸福
 Hà Nội, 2020 年 4 月 23 日

許可書
労働者海外派遣サービスについて
労働傷病社会福祉省の大臣

- 2006 年 11 月 29 日付の派遣契約によるベトナム人労働者海外派遣法に基づき;
 - 派遣契約によるベトナム人労働者海外派遣法の一部条項の詳細を規定し、案内する政府の 2007 年 8 月 1 日付の政令 No.126/2007/ND-CP に基づき;
 - 派遣契約によるベトナム人労働者海外派遣法の一部条項の詳細を案内する労働傷病社会福祉省の 2007 年 10 月 8 日付の通達 No.21/2007/TT-BLĐTBXH 及び派遣契約によるベトナム人労働者海外派遣法の一部条項の詳細を規定し、案内する政府の 2007 年 8 月 1 日付の政令 No.126/2007/ND-CP に基づき;
 - Kim Minh 国際株式会社の社長及び外国労働者管理局局長の提案を検討,

決定

第 1 条. Kim Minh 国際株式会社
 商号: GOLDEN LIGHT INTERNATIONAL JOINT STOCK COMPANY (GOLDEN LIGHT, JSC)
 経営登録証明書号: 5400505519
 発行日: 2019/3/18 発行地: Hoa Binh 省の計画投資所
 企業の本社: ベトナム, Hoa Binh 省, Hoa Binh 市, Thịnh Lang 町, Trương Han Sieu 通り, Cang Chan De 都市地区, 8 号棟
 電話: 0983331277 Email: goldenlight@gmail.com
 Website: goldenlight.com.vn
 が労働者海外派遣サービスを提供することを許可する。

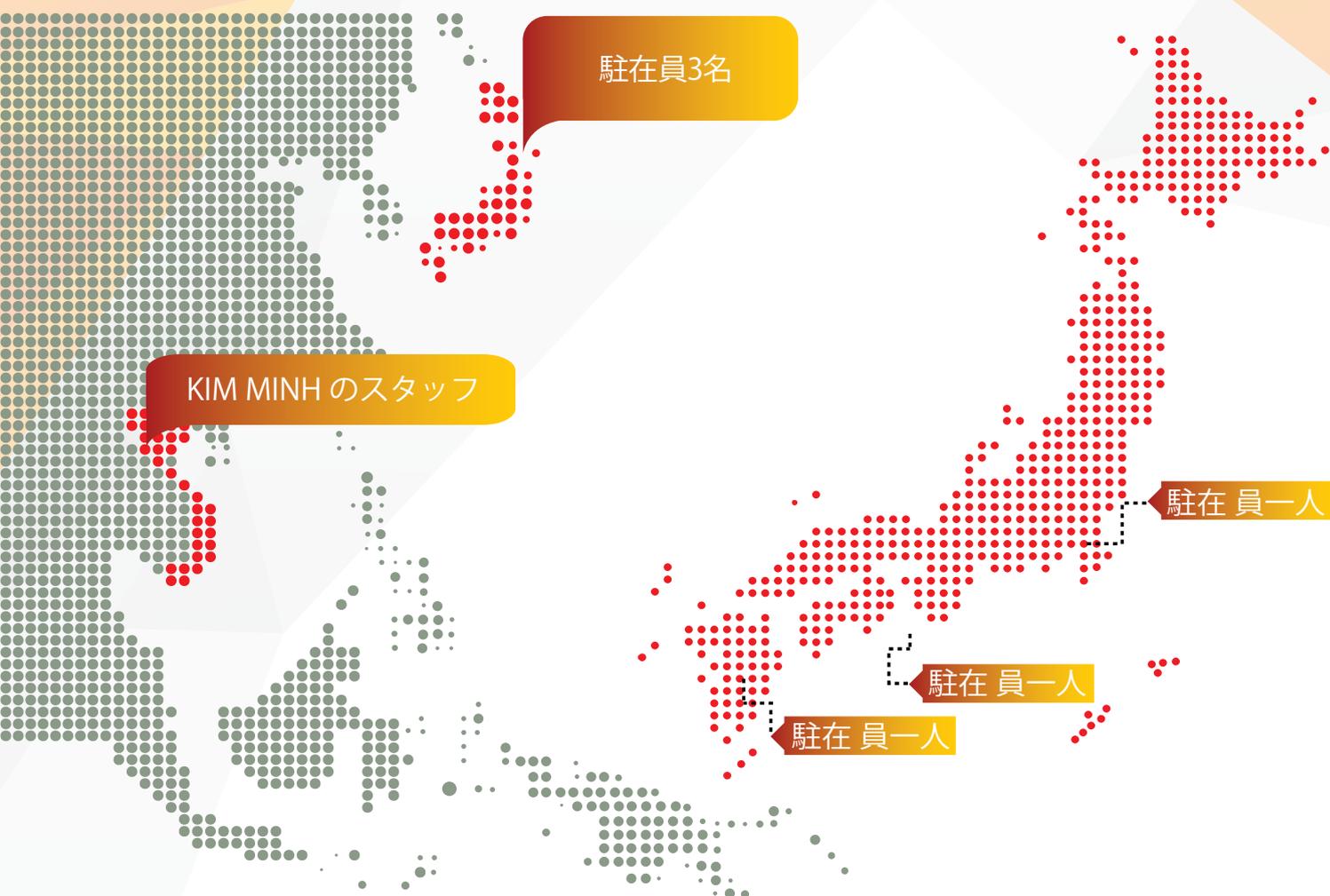
第 2 条. Kim Minh 国際株式会社が労働者海外派遣に関する法律の規定を十分に遵守する責任を負う。

第 3 条. 本許可書は署名日から有効となる。

大臣の代筆
 次長
 (署名、捺印済み)
Le Tan Dung




ご挨拶及び会社概要



KIM MINHの営業部では営業スタッフが活躍しています。その他、技能実習生募集担当部署、教育訓練部署など支援部署のスタッフたちが協力しています。それと、入国後の企業・組合・技能実習生の支援については、3名の駐在員が全国を回りながら活躍しています。企業巡回、実習生訪問はもちろん、実習生に関する問題が発生したら直ぐ現場に行き支援するように体制を作っております。

KIM MINH は日本側の管理団体（協同組合）及び実習実施者（企業）とベトナム側の地方管理機関と強く連結しています。そして、技能実習生の現地選択はもちろん、3年間日本で実習する期間での教育、管理、支援も強力して活躍しています。

応募してきた技能実習生に対する日本語教育計画

- * 教育の目標：就業先で日本語によるコミュニケーションができること
- * 教育範囲：教育センターの講義と募集者の個性に応じた修業
- * 教育期間：4ヶ月～6ヶ月。事前採用トレーニングを含め924時間以上
- * トレーニングスケジュール、資料、教科書
- * 日本語の自主学習



日本のトレーニング

- * 日本語でのコミュニケーション
- * 漢字 400字以上
- * 業務で使われている専門の日本語
- * ルール、実践的スキル

- * 日本の習慣、人生、法律
- * 業務のルール
- * 日本語の労働安全衛生



毎日、毎週チェック

- * ひらがな・カタカナ・漢字
- * 文法・聴解・会話
- * 時間、数を数える等
- * 専用の日本語
- * 日常生活の日本語会話

- * 技能実習生の権利と義務
- * 態度
- * 健康
- * スキルレベル
- * 毎月、お客様に技能実習生の学業成績等の報告



4-6ヶ月後の訓練結果の評価

- * 立派な態度: 学習、生活の面で: 100%
- * 日本語レベルN4-N5
- * 学習面での良い態度



基準に合う

- * 健康 100%
- * スキルレベルの完了



送り出し

職業訓練専門学校でトレーニング



面接前



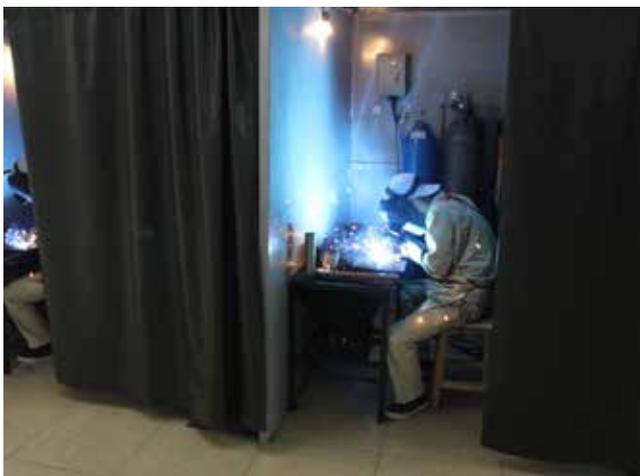
お客様が訪問される



面接後合格者記念の写真



協力しながらサポートしております 滝田裕幸



溶接試験



足場組み立て試験

弊社は、技能実習生が日本で仕事をする時、**日本語と健康**は大事だとよく覚悟しています。出国前に技能実習生の日
一方、日本の**法律、ルール、文化、生活習慣**も技能実習生に教えています。日本で良い事を教えているし、問題点も教

1ヶ月目

2ヶ月目

3ヶ月目

入学

面談試験

技能実習生日本語能力の出国前実績：

実習生は教育学校で6ヶ月間勉強します。出国までに、90%はN4レベル、10%はN5レベル以上上達したと保証します。

クラス実習生留学生向け授業時間表

時間	月	火	水	木	金	土	日		
5:45~7:00	点呼、ラジオ体操								
7:00~7:30	センターの掃除								
7:45~8:15	挨拶訓練								
8:15~9:15	言葉や宿題のチェック				テスト	日本の生活			
9:15~9:30	休憩								
9:30~10:30	文法の勉強				テスト	日本の生活			
10:30~10:45	休憩								
10:45~11:45	聴解の勉強				テスト	日本の生活			
11:45~13:00	休憩								
13:00~13:15	挨拶訓練								
13:15~14:15	会話の勉強				テスト	休み			
14:15~14:30	休憩								
14:30~15:30	会話の勉強				テスト				
15:30~15:45	休憩								
15:45~16:45	体力訓練				テスト				
16:45~17:45	日常生活								
17:45~18:45	晩御飯								
18:45~19:15	点呼、挨拶訓練								
19:15~20:15	自習時間(復習や宿題)								
20:15~20:30	休憩					点呼	点呼		
20:30~22:00	宿題や言葉の勉強					実習	実習		
22:00~22:45	日常生活								



日本語覚え方を教える

本語教育と体力訓練を主にして集中して教育しています。

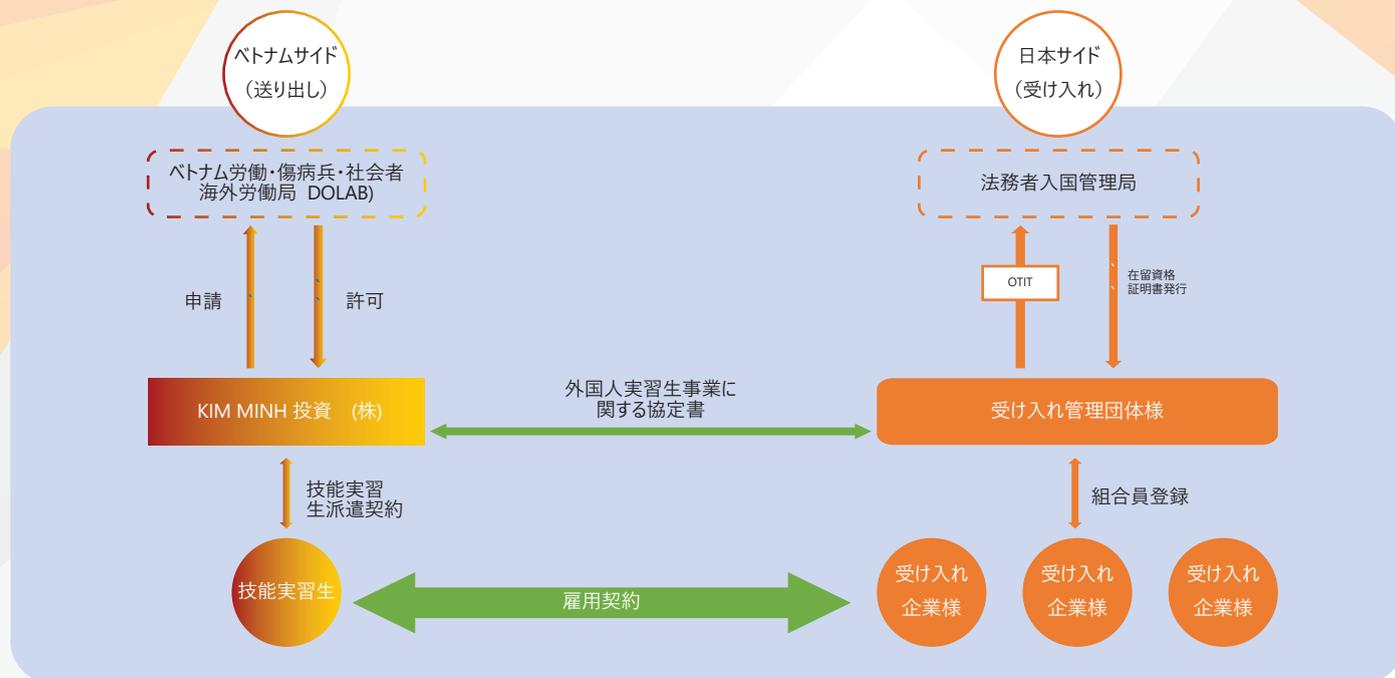
えています。良い事を真似して、悪い事から逃げるように知識を訓練しています。



教育学校で 1 人の日本人先生と日本で滞在した経験を持つ 12 人のベトナム人の先生が勤めていて、日本教育基準で実習生を教えています。



日本語教育センター合格実習生 学籍・指導の記録																				
【学習の記録】																				
会社名:	合格日:2018年7月24日						担当: ヴー ホン ハイ													
職種:食品	入学日:2018年8月8日						クラス:4K8A1													
住所:	出国日:2019年3月						100点	90-99点												
組合:	生年月日:1993年9月29日						80-89点	70-79点												
学生:グエン ティ ラム (NGUYEN THI LAM)						70点 以下														
【日本語学習の記録】						【行動の記録】														
月	日	科目	文字	文法	聴解	漢字	会話	日本の生活	合計(600点)	学習所見	1 基本的生活	2 健康・体力	3 自主・自立	4 責任感	5 思い・協力	6 勤労・奉仕	7 公正・公平	8 公共・公德	行動所見	
1		第32+33課	94	84	85	92	74	95	524	毎日、頑張って勉強し、言葉も覚えていますが、文法で、時々忘れてしまうことがあるので、復習するように指導しました。それでも新しい文法の理解がすぐ出来ます。これから、忘れないように毎朝早くおきて、言葉や文法を復習して、勉強した文法はもう一度例文を作ることをご指導しました。									センターの規則を守り、いつも大きな声で挨拶します。毎日、授業が終わってから、本やノートなどを片付けています。	
8		ベトナムのテトの休み																		
2	15	復習	92	85	82	94	75	95	523		A	A	B	A	B	B	B	B		
	22	第34+35課	91	82	80	90	78	95	516											



受入れ監理団体の役割

監理の在り方

監理団体が実習実施機関において、計画に基づき適正に技能実習が実施されているかについて確認・指導すること。

適正な技能実習生の選抜

技能実習生の受入れに当たって、監理団体は、技能実習生、送出し機関、実習実施機関それぞれの適正を確認するだけでなく、本制度の趣旨について監理団体を含むそれぞれの機関が理解しているかを監理団体自らが確認する必要。

講習の実施

技能実習生が実習実施機関において技能等の修得活動を実施する前に、一定時間以上の講習を実施することが求められる講習を実施する際には、学習に適した研修施設に集めて実施しなければならない。

監理体制の整備

技能実習1号実施計画の策定、1ヶ月につき1回以上の訪問指導、3ヶ月に1回以上の監査を実施できる体制と規模を組織として備えることが必要。

受入れ企業様の役割

計画に沿った技能実習の実施

技能実習生は、技能等の修得を目的に入国することから、技能実習計画の内容を実習実施前に十分に説明し、理解させることが要。また、計画の達成の度合いを確認するために、技能実習日誌を作成する必要がある

賃金の支払い

技能実習生に対しては最低賃金法をはじめ労働機関係法令を遵守した賃金の支払いを行う必要。

時間外労働や休日労働などを行わせたときは、所定の割増賃金をしはらうことになり、また、食費や寮費等を賃金から控除する場合は労働基準法にのっとり労使協定の締結が必要であり、控除額は実費を超えてはならない。

不適切な方法による管理の禁止

技能実習生の失踪等閻魔事例の発生防止を口実として、技能実習生に対し宿舎からの外出を禁止したり、技能実習生の旅券や外国人登録証明書を預かったりしてはならない。ほた、技能実習生に対して、携帯電話の所持や来客との面会等を禁止することにより親族や友人等との連絡を困難にさせることも不適格な方法による管理にあたる。

KIM MINH 技能実習生就職支援部署が地方で行う活動



実習生の家族と面会して日本での仕事内容、生活内容を説明します。



国内募集活動



家族訪問



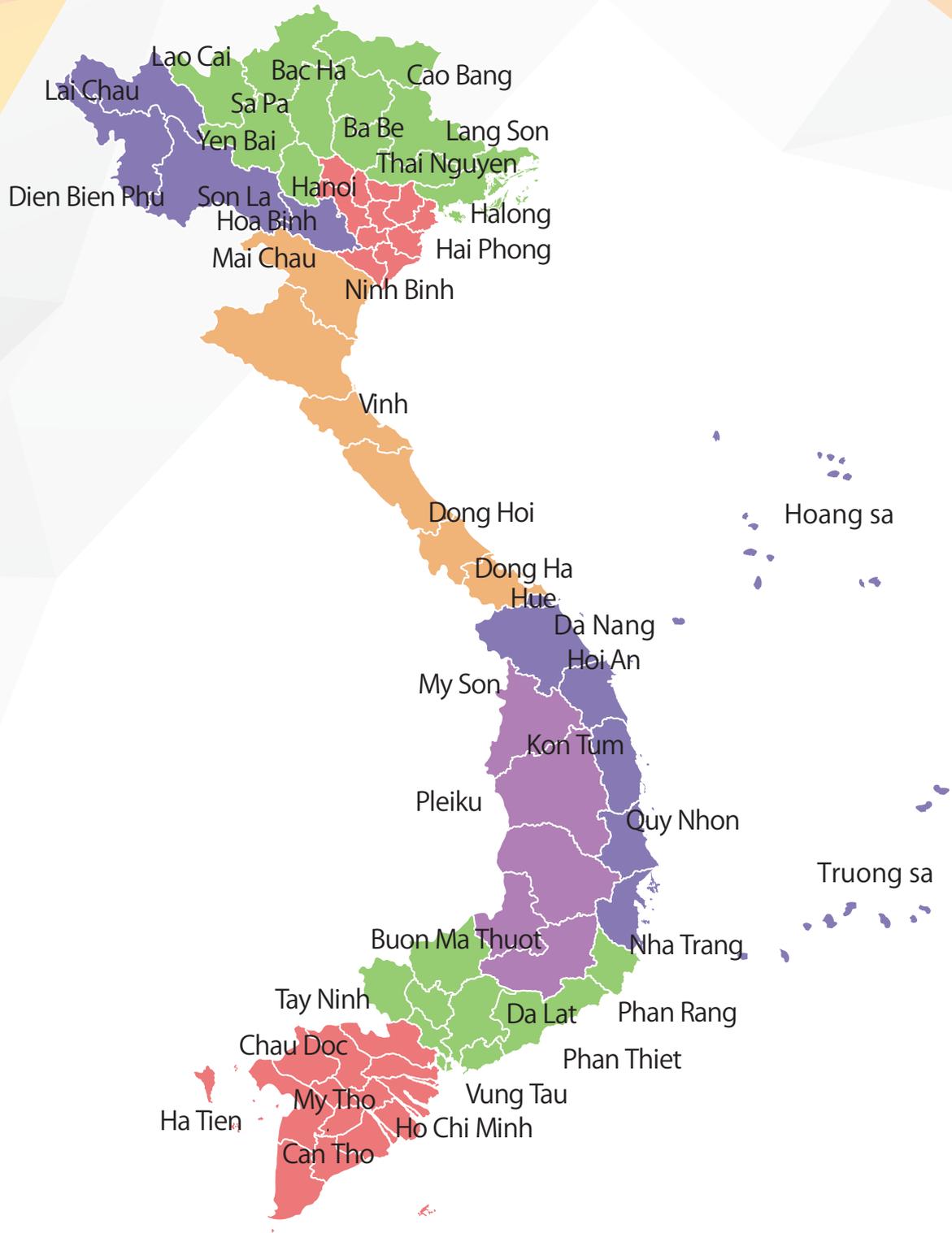
国内募集活動



家族訪問



国内募集活動



KIM MINH 国際株式会社 (通称GOLDEN LIGHT)

📍 Hoa Binh 省, Hoa Binh 市, Thinh Lang 町, Truong Han Sieu 通り, Cang Chan De 部市地区, 8号棟

☎ (+84) 243 6366 311

✉ glkimminh@gmail.com

🌐 goldenlight.com.vn